

# 公益財団法人 国際医療技術財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 国際医療技術財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国及び諸外国、主として開発途上国の医療技術を振興し、国際的視野に立って、医療技術分野における相互の理解を深め、国際協力を推進する事業を行い、もって国際保健医療協力の増進と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外の医療技術分野の専門家等の研修
- (2) 我が国の医療技術並びにその関連分野の専門家等の海外派遣
- (3) 内外の医療関連団体との国際協力活動
- (4) 内外医療技術の調査研究及び啓発事業
- (5) 災害医療事業
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者（渡辺 美智雄）は、金500万円をこの法人のために拠出した。

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会において定めた財産を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(寄附金)

第8条 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その50%を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評議員

(定数)

第 12 条 この法人に評議員を 20 名以内置く。

(選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特

別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 この法人の評議員のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

(職務及び権限)

第14条 評議員は評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員及び理事並びに監事の選任及び解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。但し、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(定足数)

第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以内
- (2) 理事のうち 2 名以内を代表理事とする。

(3) 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(4) 監事3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、必要に応じて1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事のうちには、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、この法人の業務を執行し、会長及び理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、理事長、専務理事及び常務理事は毎事業年度に6箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、

退任した者の任期の満了する時までとする。

- 3 任期中に増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額については、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項などの決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会として年 2 回開催するほか、臨時理事会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事が招集する。

2 理事は、理事会の開催日の 5 日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。但し、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 顧問及び委員会

(顧問等の設置)

第 42 条 この法人に顧問及びシニアアドバイザーをそれぞれ 5 名以内置くことができる。

2 顧問は、この法人の功労者、シニアアドバイザーは、この法人の事業に関する専門家の中から、それぞれ理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及びシニアアドバイザーは、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。



- 4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 5 シニアアドバイザーは、この法人の事業に関する企画立案に参画し、意見を述べるることができる。

(委員会等の設置)

第 43 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の会を設置することができる。

- (1) 企画委員会
  - (2) 諮問委員会
  - (3) その他理事会が必要と認めた委員会等
- 2 前項の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

## 第 9 章 会員

(設置)

第 44 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は法人を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規程による。

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 13 条についても適用する。

(合併等)

第 46 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会

の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(保有株式の権利行使の制限)

第 50 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子広告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は織田敏次と河合忠とし、最初の業務執行理事は、小西恵一郎と林茂樹とする。

4 この定款は、2011 年 8 月 30 日に改訂し、同年 4 月 1 日から施行する。

5 この定款は、2013 年 3 月 27 日に改訂し、同年 4 月 1 日から施行する。

6 この定款は、2015年11月30日に改訂し、同年12月1日から施行する。

7 この定款は、2016年6月29日に改訂し、同年6月29日から施行する。